

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告 示

北海道告示第881号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。
深川地域の事項中「180から194林班の区域」の次に「、滝川市有林野の61（19小班の区域に限る。）、73（1から28まで、31及び32小班の区域に限る。）及び74（1から15までの小班の区域に限る。）林班の区域」を加え、芽室地域の事項中「平成16年北海道告示第391号」を「平成18年北海道告示第865号」に改め、網走地域の事項中「平成7年網走市告示第22号」を「平成18年網走市告示第106号」に、「網走事業区」を「網走東部森林計画区」に改める。
- 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
訓子府地域の事項中「、置戸営林署訓子府苗畑事業所の区域」を削る。
- 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
上磯地域の事項中「上磯地域」を「北斗地域」に、「平成15年北海道告示第499号により変更告示された後の旧上磯町の市街化区域及び平成13年北海道告示第1863号により変更告示された後の旧大野町の市街化区域」を「平成18年北海道告示第865号により変更告示された後の北斗市の市街化区域」に改める。

北海道告示第882号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中ひだか加入区の項の次に次の1項を加える。
日高中央加入区 浦河郡浦河町、様似郡様似町字平宇のうちピライト川以東を除く区域及び字鶉苫の区域
- 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中荻伏加入区の項、浦河加入区の項及び様似加入区の項を削る。

目 次

規 則

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（農業経営課）	1
告 示	
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）	1
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正……………（水産経営課）	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除（2件）……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	3
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	3

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第151号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年10月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道告示第883号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船北王丸上架修理工事 一式

2 落札を決定した日

平成18年9月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社

(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 落札金額

128,730,000円

5 競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年8月4日付け北海道告示第665号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第884号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字仁宇布506の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林1の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字道有林1の1(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第885号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 白糠郡白糠町オレウケナイ1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第886号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町茶内西十三線76、78、80、茶内西十四線128、130、132

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央十丁目6の2、10の3、字別保原野南二十四線59の22
2 保安林として指定された目的 霧害の防備
3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第888号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町・沙流郡日高町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解除の理由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解除の理由 用排水路用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所 寿都郡寿都町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第889号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡中川町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 干害の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第890号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌472の5所在の森林について所有権を有する 田中 優子
(2) 掲示場所 せたな町役場
(3) 通知の要旨 平成18年北海道告示第851号
2(1) 所在が不明な者 爾志郡乙部町字三ツ谷62、389、390所在の森林について所有権を有する 岡島 裙子
(2) 掲示場所 乙部町役場
(3) 通知の要旨 平成18年北海道告示第851号
3(1) 所在が不明な者 苫前郡苫前町字栄浜108の1所在の森林について所有権を有する 奥泉 仁郎
(2) 掲示場所 苫前町役場
(3) 通知の要旨 平成18年北海道告示第839号

北海道告示第891号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。

平成18年11月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

瀬棚郡今金町字御影33の5 所在の森林について所有権を有する 川崎 敏治

瀬棚郡今金町字御影114の1、114の2 所在の森林について所有権を有する

鈴木 富貴子

瀬棚郡今金町字御影122の1 所在の森林について所有権を有する 横井 順子

(2) 掲示場所 今金町役場

(3) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第1375号

2(1) 所在が不明な者

名寄市字朝日256の3 所在の森林について所有権を有する 平間 庄之助

名寄市字朝日105の2 所在の森林について所有権を有する 平間 一郎

(2) 掲示場所 名寄市役所

(3) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第1376号

3(1) 所在が不明な者

中川郡美深町字六郷314の3、314の4、314の5 所在の森林について所有権を有する

石崎 隆之、石崎 康一

(2) 掲示場所 美深町役場

(3) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第1376号